

つくば市市民協働推進物品貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、自主的かつ自発的に公益的な事業を実施する市民活動団体に対し、つくば市が所有する物品を公務に支障のない範囲において貸出しを行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出物品)

第2条 貸出物品は、別表のとおりとする。

(貸出対象団体)

第3条 貸出しの対象となる団体は、市内に在住、在勤又は在学する者が主たる構成員であって、かつ、主たる活動の場が市内にある団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 区会、町内会、自治会等
- (2) NPO法人、ボランティア登録団体等の非営利団体
- (3) 小・中学校PTA、子ども会育成会、幼稚園、保育園の父母会等の教育関係団体
- (4) 体育協会、文化協会、スポーツ少年団等の文化・スポーツ関係団体
- (5) 防犯活動団体及び交通安全活動団体
- (6) 周辺市街地活性化協議会
- (7) その他市長が特に必要と認めた団体

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業又は団体は、貸出しの対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業又は団体
- (2) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主な目的とする事業又は団体
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業又は団体
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職を

いう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする事業又は団体

(5) 前各号に掲げるもののほか、設立趣旨、活動内容等から不相当と市長が認める事業又は団体

(貸出申請)

第4条 物品の貸出しを受けようとする団体(以下「使用団体」という)は、次の各号に掲げる物品ごとに、当該各号に掲げる方法で申請を行うものとする。

(1) 市民協働課が管理する物品 原則として、貸出日の2週間前までに、市民協働推進物品貸出申請フォームから申請するものとする。

(2) 各交流センターが管理する物品 原則として、貸出日の1か月前までに各交流センターで事前予約を行い、貸出日の5日前までに各交流センターに申請書を提出するものとする。

2 前項の申請にあたっては、原則として、物品を使用する事業の内容が分かる書類を提出するものとする。

3 第1項に定める申請手続の受付時間は、午前8時45分から午後4時30分までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。

(貸出しの取消等)

第5条 市長は、使用団体が次の各号に該当する場合は、貸出条件を変更し、又は申請を取り消すことができる。

(1) この要領に違反したとき。

(2) 市が公務で使用するとき。

(3) 故障により使用することができなくなったとき。

(4) 災害その他の事故により使用することができなくなったとき。

(5) その他やむを得ない事由が生じたとき。

(貸出期間)

第6条 物品の貸出期間は、原則として3日間（土・日・祝日を間に含む場合は5日間）以内とする。

（物品の受取及び返却）

第7条 使用団体は、各交流センター又は指定された場所で物品を受け取るものとする。

2 物品の使用後は、貸出し前の原状に復して、返却しなければならない。

3 第1項及び前項に定める貸出・返却時間は、午前8時45分から午後4時30分までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。

（管理責任）

第8条 使用団体は、物品の破損等がないよう管理しなければならない。

2 使用団体は、物品を他の目的で使用又は転貸してはならない。

（賠償責任）

第9条 使用団体は、物品に損害を生じさせたときは、修繕及び賠償の責任を負うものとする。

（免責）

第10条 市長は、物品の誤った使用方法により生じた事故又は貸出中における物品の管理不備により生じた事故に対しては、その責任を負わない。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。